

～融資機関の皆様へ～
林業信用保証のご案内



独立行政法人農林漁業信用基金

林業・木材産業は、森林の多面的機能の発揮を通じて、カーボンニュートラル、SDGsの実現に貢献しています。

森林が健全な状態で存在することにより、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の多面的機能が発揮されます。

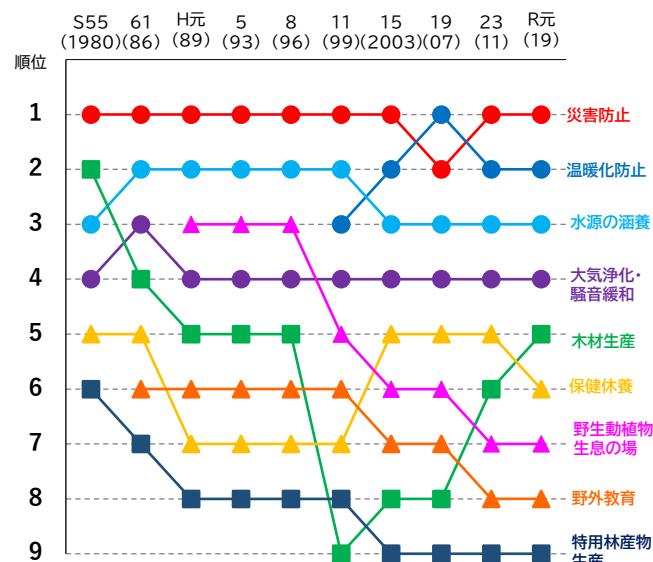
林業・木材産業は、森林を伐って、使って、植えて、育てるることを通じて多面的機能の発揮を担つており、これを通じて様々なSDGsの実現にも貢献しています。

■ 森林の有する多面的機能

貨幣評価できるものは年間数十兆円の価値の機能も



■ 国民の森林に期待する働き



林業・木材産業は、成長が期待される注目の融資先です。

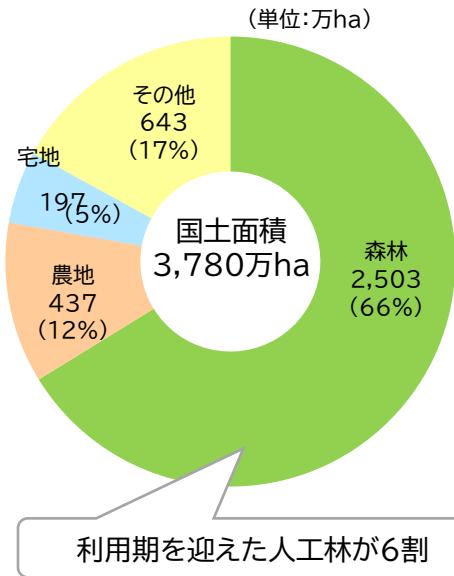
日本は国土の3分の2を森林が占め、人工林の6割は木材として利用可能な時期を迎えています。

また、林業は高性能林業機械の導入が進み、林業従事者の平均年齢は若返り傾向にあります。

さらに、木材加工技術の高度化による都市部の中高層建築物への利用の増加、木質バイオマスエネルギーとしての利用の拡大などにより、近年の木材自給率は上昇傾向で推移しています。

このような状況から、林業・木材産業は、成長が期待される注目の融資先と言えます。

■ 国土面積と森林面積の内訳



■ 林業従事者の平均年齢

年	1990	2000	2010	2020
全産業 (歳)	42.5	43.9	45.8	48.0
林業従事者 (歳)	54.5	56.0	52.1	52.1

資料:総務省「国勢調査」

■ 高性能林業機械による作業



写真提供:山梨県



写真提供:愛媛県

■ 中高層建築物への木材利用事例

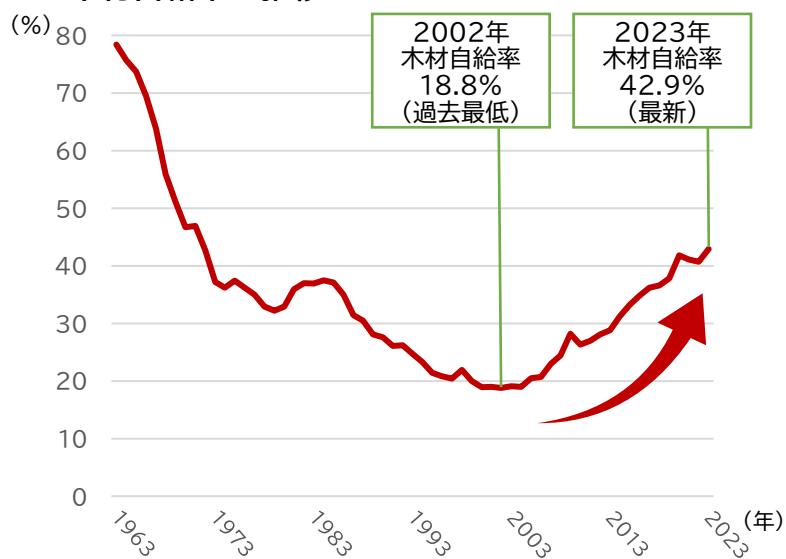
HULIC & New GINZA 8



Port Plus 大林組横浜研修所



■ 木材自給率の推移



資料:ウッドチェンジ協議会「高層木造ビル事例集」

独立行政法人農林漁業信用基金とは

- 農林水産省及び財務省を主務省とする公的な保証機関です。
- 林業・木材産業を営む方が、融資機関から融資を受ける際のその債務を保証することにより、融資を円滑にしています。

林業信用保証のメリット

<メリット1> 手頃な保証料

保証料率は年0.15%～1.80%で、財務状況により低率が適用されます。
また、日割り計算のため、無駄がありません。

<メリット2> 保証限度額が大きい

保証額は、関連企業を含めて、財務状況により6億円まで利用可能です。
無担保での保証限度額は、財務状況により2億円まで利用可能です。

<メリット3> 林業も木材産業もまとめて保証

林業の事業用資金を保証することができるのは、全国で林業信用保証だけです。
また、林業と木材産業(製材、チップ製造等)とをまとめて保証することも可能です。

<メリット4> 豊富な知識と経験に基づくアドバイス

全国の保証事例を1拠点で把握するとともに、専門の担当者を配置しています。
豊富な知識と経験、全国的なネットワークを活かして御相談に対応します。

保証をご利用いただける方

業種	種別 (注1)	資本金	従業員数
造林・育林 素材生産 木材・木製品製造 薪炭生産 林業種苗生産 きのこ生産	会社	3億円以下	または 300人以下
	個人	-	300人以下
	組合	-	-
木材卸売等 (注2)	会社	1,000万円以下	または 100人以下
	個人	-	100人以下
木材製品利用 (注3)	会社	3億円以下	または 300人以下
	個人	-	300人以下

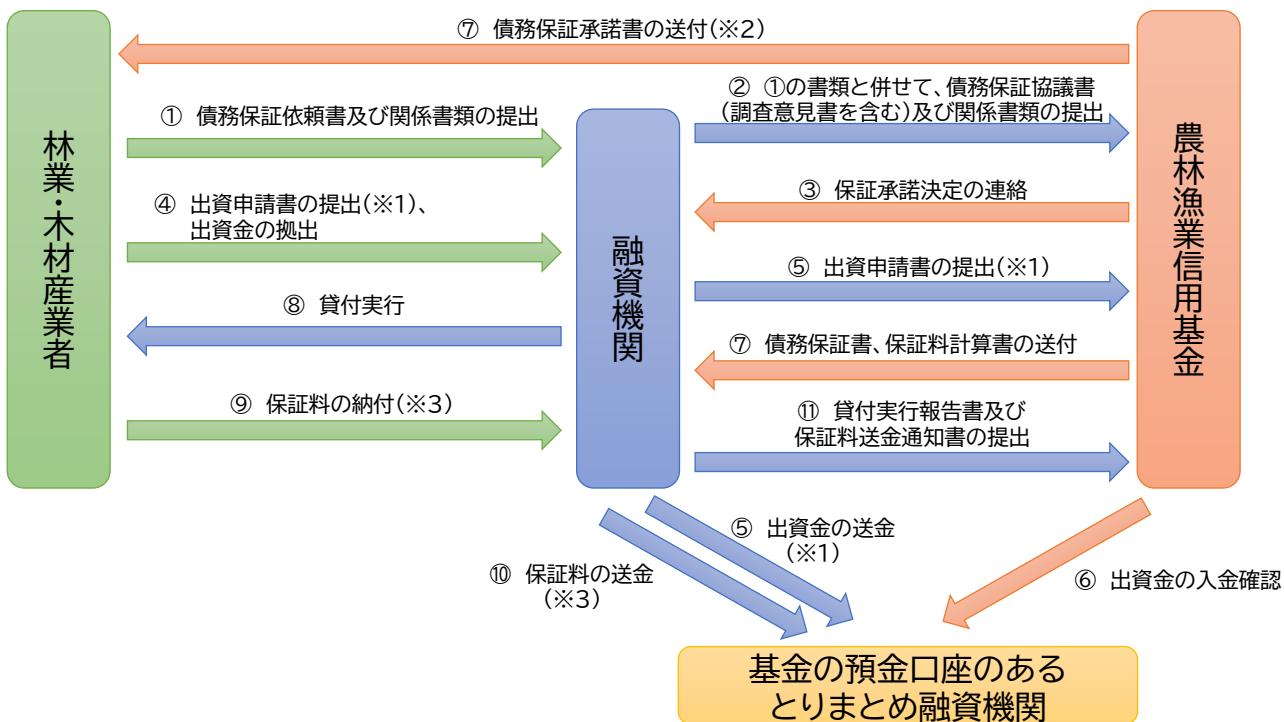
注1:組合とは、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等が組織する中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会を指します。

注2:「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」の「合理化計画」もしくは「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた方が対象です。

注3:「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた方が対象です。

注4:反社会的勢力は保証をご利用できません。

保証のご利用手続き



※1 出資金は、保証依頼者が保証に必要な出資をしている場合は不要です。既に出資をしていても、保証額に必要な出資金に足りない場合はその不足分を出資していただきます。

※2 出資手続きの完了した旨の文書は、発行事務に時間を要しますので、債務保証承諾書送付後に別途発送いたします。

※3 保証料は、翌月10日までに基金の預金口座のあるとりまとめ融資機関に送金していただきます。

保証のご利用条件

連帯保証人

<連帯保証人>

- 法人代表者のほか、ご利用条件により追加で連帯保証人が必要な場合があります。

<担保>

- 運転資金は、財務内容や経営状況によっては担保が必要です。
- 設備資金は、借入期間が5年を超える場合又は土地建物の購入・建設の場合は、原則として担保が必要です。

出資

- 保証を受ける事業者は、出資者となっていただくことが必要です。
- 出資必要額は、保証額を保証倍率で除した額です。保証倍率は都道府県ごとに異なりますが、概ね40倍から45倍です。
(例) 保証額が1,000万円、保証倍率が45の場合の出資必要額
 $1,000\text{万円} \div 45 = 23\text{万円}$ (1万円未満は切上げ)
- 出資金は、保証のご利用が終了した後に払い戻すことができます。

保証メニュー

■保証料率は、財務内容等により各メニューに該当する区分内のいずれかが適用されます。

■木材卸売等及び木材製品利用は、制度資金に係る場合のみ対象です。

■保証の最高限度額は、財務内容により、関連企業を含めて6億円までです。

1 制度資金への保証

法律に基づいて作成した計画について都道府県知事の認定を受けた方が、計画に従って事業を行うための資金に対する保証です。

資金の種類	対象事業	用途	保証期間	保証料率	保証割合	借入限度額 (注4)	借入利率 (注5)	資格要件等 (注6)
林業・木材産業改善資金	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等	設備 (注2)	10年以内 (据置期間 3年以内) (注3)			林業分野 個人1,500万円 会社3,000万円 会社以外の団体 5,000万円 木材産業分野 1億円	0.00% (無利子)	「林業・木材産業改善措置に関する計画」の知事認定
木材産業等高度化推進資金	素材生産等促進資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転	0.15% 0.30% 0.45% 0.68% 0.83% 0.98% 1.13% 1.35%	原則 80%	1億円 (特認 2億円 4億円 5億円)	短期資金 1.35%、1.55%、 1.65% 長期資金 1.45%、1.65%、 1.75%	「合理化計画(事業経営改善計画)」の知事認定
	新規需要創出資金	○木材・木製品製造				1億円	短期資金 1.35% 長期資金 1.45%	
	木材高度加工資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等				1億円 (特認 2億円)	短期資金 1.35% 長期資金 1.45%	「合理化計画(構造改善計画)」の知事認定
	林業経営高度化推進資金	○造林・育林 ○素材生産				5千万円 (特認 1.5億円)	短期資金 1.65% 長期資金 1.75%	「林業経営改善計画」の知事認定
	伐採・造林一貫作業推進資金	○造林・育林 ○素材生産				1億円 (特認 2億円)	短期資金 1.35%、1.55% 長期資金 1.45%、1.65%	
	木材安定供給資金(注1)	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等 ○木材製品利用				3億円 (特認 4億円)	短期資金 1.35% 長期資金 1.45%	「木材安定供給確保事業計画」の知事認定
合理化資金	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等	運転 設備	運転資金 5年以内		—			「合理化計画」の知事認定
木材安定供給確保事業資金(注1)	○素材生産 ○木材・木製品製造 ○木材卸売等 ○木材製品利用	運転 設備	設備資金 15年以内		—		融資機関 所定の利率	「木材安定供給確保事業計画」の知事認定

注1:保証料は最大5年間免除です。

注2:設備導入に伴う運転資金(当該設備の利用技術習得のための教育費等)は対象です。

注3:法律の定めにより、12年以内、13年以内、15年以内となる場合があります。

注4:特認とは、木材の取扱量が一定以上等の条件を満たし、林野庁長官の認定を受けた場合です。

注5:木材産業等高度化推進資金は、この利率以下で都道府県知事が設定しますので、都道府県によって利率が異なる場合があります。

また、事業体の規模等により利率が異なる場合があります。

注6:各種計画について都道府県知事の認定を受けた方への保証を必ずしも約束するものではありません。

2 一般資金への保証

林業・木材産業を営む方の資金繰りを広く支援するための保証です。

対象事業	用途	保証期間	保証料率	保証割合	借入利率	保証限度額
○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産	運転 設備	運転資金 3年以内 (長期資金 7年以内) 設備資金 15年以内	0.20% 0.40% 0.60% 0.90% 1.10% 1.30% 1.50% 1.80%	原則 80%	融資機関 所定の利率	財務内容により、 関連企業を含めて 6億円

3 目的に応じた保証

自然災害等からの復旧、事業承継、新規創業などの取組を支援するための保証です。

保証の種類	保証の概要	対象事業	用途	保証期間	保証料率 (注4)	保証割合	借入利率	保証限度額 (注9)
借換資金に 係る林業信 用保証 (注1)	新型コロナウイルス 又は原油価格・物価 高騰等による影響 を受けた林業者の ための借換資金に 係る保証	○造林・育林 ○素材生産 ○林業種苗生産	運転	10年以内 (設備資金 借換の場合 15年以内) (据置期間 2年以内)	一般資金 への保証 に同じ	原則 100% (注5)	一般資金 への保証 に同じ (注8)	3億円
林業・木材 産業災害復 旧対策保証 (注2)	台風、洪水、地震な どの自然災害から の復旧、新型コロナ ウイルス又は原油価 格・物価高騰等によ る影響を受けた場 合の保証 (注3)			運転資金 5年以内 (長期資金 7年以内) 設備資金 15年以内 (据置期間 2年以内)		原則 100% (注6)		8千万円
事業承継支 援保証	①人(経営) ②事業用資産 ③知的資産(従業員 の技術や技能等) のいずれかを承継 するための保証 (承継後3年を経過 していない場合を含 む。)	○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品 製造 ○林業種苗生産 ○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等 ○木材製品利用	運転 設備		制度資金 への保証 又は 一般資金 への保証 に同じ	原則 80%	制度資金 への保証 又は 一般資金 への保証 に同じ	制度資金 への保証 又は 一般資金 への保証 に同じ
林業・木材 産業複合経 営化支援保 証	林業・木材産業の複 合経営に新たに取り 組むための保証 (複合経営開始後の 決算期が3期を経過 していない場合を含 む。)			制度資金 への保証 又は 一般資金 への保証 に同じ				
林業・木材 産業の創業 等支援保証	森林組合等で経験 を積んで独立する場 合や、異業種から林 業・木材産業へ新た に進出する場合の 保証 (創業後の決算期が 3期を経過していな い場合を含む。)					原則 80% (注7)		3千万円

注1:令和6年12月31までの受付です。

注2:自然災害等は災害発生翌年度末までの、新型コロナ又は原油価格・物価高騰等による影響は令和6年12月31までの受付です。

注3:災害救助法が適用された災害又は林野庁長官の指定する災害が対象です。

注4:最大5年間免除です。ただし、「林業・木材産業災害復旧対策保証」は、林野庁長官の指定する災害に指定された災害に限り保証料免除の対象となります。

林野庁長官の指定する災害は、当信用基金HPでご確認ください。

注5:被災状況に応じて80%保証となることがあります。

注6:新型コロナ又は原油価格・物価高騰等による影響は、被災状況に応じて80%保証となることがあります。

注7:林業・木材産業改善資金を利用する場合は、100%保証とすることが可能です。

注8:林業施設整備等利子助成の利用により、最長5年間実質無利子です。

注9:他の保証との合算限定の定め(6億円以下)があります。

林業信用保証の活用事例



木材市場を経営するA社は、ログローダとフォークリフトを購入するため、県に相談したところ、無利子の「林業・木材産業改善資金」の活用を提案されました。

A社は、「林業・木材産業改善措置に関する計画」を作成し、県知事認定を取得した上で、県指定の融資機関に林業信用保証付きの融資を申し込んだところ、無事に保証の審査も通り、融資を受けることができました。



(写真提供:新潟県)

造林・育林業を営むB社は、事業に必要な人件費や苗木代等の諸経費支払いのための資金が必要となり、県の出先機関である農林事務所に相談したところ、低利で資金が借りられる「木材産業等高度化推進資金」の利用を提案されました。

B社は、この資金を利用するため、「林業経営改善計画」を作成し、県知事の認定を取得した上で、県指定の融資機関に林業信用保証付き融資を申し込んだところ、低利で必要な運転資金を調達することができました。



長年にわたり、素材生産会社の従業員であったCさんは、独立して以前の会社の同僚とともに素材生産を行う会社を新たに設立しました。

事業に必要な中古の林業機械の導入を計画し、地元の融資機関に相談したものの、創業間もない会社であったことから、融資機関は融資に慎重になっていました。

融資機関の担当者が当信用基金に相談したところ、新規創業であっても林業信用保証を利用することができますを知り、Cさんは、林業信用保証付きの融資を受けることができました。

チップ製造業を営むD社は、積極的な設備投資を行い、生産量を増やそうとした矢先に、台風による被害に遭い、建屋や製造設備が破損しました。

これまでの設備投資により借入が多くなっていたため、できるだけ少ない負担で台風被害からの再建を図るために融資を受けることができる保証メニューがないか当信用基金に相談したところ、「林業・木材産業災害復旧対策保証」を提案されました。

D社は罹災証明書を取得し、融資機関に林業信用保証付き融資を申し込んだところ、保証料が5年間免除され、費用負担を軽くすることができました。

注:写真はいずれもイメージであり、事例の会社ではありません。

保証申込み書類



■ 一般的書類

様式はこちらからダウンロード可能です。→

提出経路	書類名	申込者の種類			備考
		会社	組合	個人	
融資機関 ↓ 信用基金	債務保証協議書	●	●	●	いずれも融資機関が作成 様式は信用基金HPに掲載
	調査意見書	●	●	●	
	保証人調書	●	●	●	
保証申込者 ↓ 融資機関 ↓ 信用基金	債務保証依頼書	●	●	●	保証申込者が作成。様式は信用基金HPに掲載
	個人情報の取扱についての同意書	●	●	●	保証申込者及び連帯保証人が個人の場合 様式は信用基金HPに掲載
	確定申告書（写し）	●	●	●	決算書、勘定科目内訳書を含む。新規申込みの場合は 3期分（新規創業の場合を除く。）
	試算表	●	●	●	決算後6か月以上経過している場合
	印鑑証明書（連帯保証人分を含む。）	●	●	●	最近3か月以内のもの（写しの場合は原本証明を附したもの）
	出資利用承諾書	●	●	●	間接利用の場合
	定款	●	●		初回申込み及び定款記載事項に変更があったとき
	履歴事項全部証明書	●	●		最近3か月以内のもの（写しの場合は、原本証明を附したもの）。登記情報提供サービスを利用して取得したものは不可
	組合の概況表		●		これらに代わる資料でも可
	総会議事録等資料		●		
	転貸資金明細書		●		転貸資金の場合（推進資金を除く。）
	債務根保証資材売渡先予定者明細書		●		共同購入資金の場合（推進資金を除く。）

■ 追加的書類

提出経路	資金等名	書類名	備考
保証申込者 ↓ 融資機関 ↓ 信用基金	合理化資金 (推進資金)	合理化計画認定申請書、 知事の認定書の写し	数人共同体の構成員が個々に融資を受ける場合は、「数人共同の事業体に係る参考資料」を添付のこと 変更認定があればその都度添付のこと
		合理化計画認定通知書 (知事の融資機関宛文書)	
	林業経営 改善資金	林業経営改善計画認定申請書、 認定書の写し	同認定書での更新の場合は、初回のみの添付で可 変更認定があればその都度添付のこと
		林業・木材産業 改善資金	
	設備資金	設備計画書・見積書	合理化計画認定者の場合は不要
	林業・木材産業 災害復旧対策保証	罹災証明書	信用基金が示す被災証明書の様式を活用しても可
		借換資金に係る保証	
	事業承継支援保証	借換資金申込申請書	様式は信用基金HPに掲載
		事業承継計画書	
		財務要件等確認書	
	林業・木材産業 複合経営化支援保証	林業・木材産業の複合経営計画書	
		新規創業計画書	
	林業・木材産業の 創業等支援保証	新分野進出計画書	

保証の対象となる資金



造林・育林

植栽、下刈り、除伐、間伐等に必要な資金



素材生産

立木購入、伐木、造材、搬出等に必要な資金



木材・木製品製造

製材品、集成材、合板、プレカット材、チップ等の製造に必要な資金



薪炭生産

薪炭(その副産物等)の生産に必要な資金



林業種苗生産

林業種苗、緑化木等の生産に必要な資金



きのこ生産

きのこの生産に必要な資金



木材卸売等

木材の卸売又は木材市場の開設もしくは改良、木材の輸送に必要な資金



木材製品利用

住宅等の建築請負、家具等の製造、木質バイオマス発電等に必要な資金

お気軽にお問合せ・ご相談ください！

独立行政法人農林漁業信用基金

〒105-6228

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

TEL: 03-3434-7826, 7827(融資機関又は保証ご利用中の方)

03-3434-7825(都道府県又は一般の方)

FAX: 03-3434-7837

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



表紙写真：「御嶽湖に写る御岳山」（林野庁中部森林管理局提供）

裏表紙挿絵：平田美紗子

2024.10更新